

非常災害が発生した場合の対策

本校では、非常災害が発生した場合の基本的対策を次のように考えております。保護者の皆様にはその主旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

I 南海トラフ地震に関連する情報【臨時】が発令された場合

在宅時	南海トラフ地震に関連する情報【臨時】が発令される発表条件 ①南海トラフ沿いで異常な現象(※1)が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連しているか調査を開始した場合、または調査を継続している場合	学校からの 連絡は 原則なし ※2
登下校中	②観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合 ③南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合	
在校中	そのため、南海トラフ地震に関する情報【臨時】が発令された場合の対応としては、藤沢市教育委員会が定める指針に従い、「在宅時」「登下校中」「在校中」のどの場合においても、 原則、平常授業を続ける こととします。 <確認事項> ・ <u>学校や災害対策本部から連絡や指示がなくても、保護者が危険と判断した場合は児童の安全確保の対応をお願いします。</u>	

※1: 南海トラフ沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合などを想定したものです。

※2: 南海トラフ地震に関する情報【臨時】発表時には、通信機器が使えないことも予想されます。

II 大地震発生の場合（震度5弱以上、もしくは授業が継続できない場合）

	児童の行動	保護者(代理人)の対応	学校からの連絡
登下校中	1. 近くの安全な場所、あるいは学校か自宅かの近い方に避難する。※家に保護者がいない場合は学校へ行く。 2. すでに登校している児童、学校に残っている児童は、引き取りを待ち、下校する。	児童が帰宅をしない場合は、安全な道を通り来校し、引き取り。	なし
在校中	1. 安全な場所に避難する。 2. 各教室に避難する。 3. 教職員と保護者(代理人)とで確認のうえ下校する。	各教室にて、引き取り。	なし

・在宅中、大地震が発生した場合、学校や災害対策本部から連絡や指示がなくても、保護者が危険と判断した場合は児童の安全確保の対応をお願いします。その場合は欠席にはなりません。状況が落ち着いたら安否を学校までご連絡ください。

Ⅲ 風水害によって児童の登下校に危険な状況と予測される場合

藤沢市に、「大雨」「洪水」「暴風」「暴風雪」「大雪」警報のいずれか1つでも発令されている場合

- ①午前6時30分の段階で警報が発令されている場合は、原則として自宅待機とする。
学校はその日の対応を午前7時を目安に連絡します。

また、学校が危険と判断した場合は午前7時を目安に連絡し、児童は自宅待機とする。

- ②午前7時以降始業前までに警報が発令された場合は、在宅児童は自宅待機とし、連絡を待ってください。すでに登校した児童については、児童の安全を最優先した対応をします。

	児童の行動	保護者(代理人)の対応	学校からの連絡
在宅時	学校からの指示(前日の手紙や当日の連絡)に従って行動する。	・①②によって自宅待機とし、学校からの連絡のように行動する。 ・保護者が危険と判断した場合は児童の安全確保の対応をする。	休校、あるいは登校を遅らせる場合の連絡あり(例) ・臨時休校とする ・〇時登校とする
在校中	1. 今後風雨が激しくなると予測される場合は、その時点で一斉下校する。	※	あり
	2. 下校時刻に風雨が激しい場合は、学校で待機後、おさまったら一斉下校する。	※	なし
	3. 児童のみの下校が危険と判断される場合は、学級ごとに各教室で待機、引き取りを待ち下校する。	各教室にて、引き取り。	あり

※各家庭での確認事項 保護者が留守の場合(家への入り方、〇〇さんの家に行く等)

Ⅳ 落雷のおそれがある場合

- ・保護者が危険と判断した場合は、児童の安全確保の対応をお願いします。
- ・児童が在校中の場合は、学校に待機します。おさまり次第、一斉下校します。

Ⅴ 児童引き渡し(取り)カードの控え (ご記入ください)

代理人をお願いしているお宅		代理人として引き取る児童名	
氏名 住所 TEL		氏名 住所 TEL	()年()組()
氏名 住所 TEL		氏名 住所 TEL	()年()組()
氏名 住所 TEL		氏名 住所 TEL	()年()組()

(注意事項)

- ・保護者の方が引き取りに行かれない場合、代理人の方に引き取りをお願いします。
また、保護者あるいは代理人以外の方には引き渡ししません。
- ・代理人はすぐに引き取りに来られる方をお願いします。
- ・普段から非常災害に備えて、通学路や待ち合わせの場所の確認をご家庭で話し合っておいてください。
- ・保護者及び代理人の方が引き取れない場合、児童は職員と共に学校で待機します。